

防災体制の種類と発令基準（地震災害）

体制区分	体制発令基準
注意体制	(イ) 直轄区間に影響を与える気象庁等の地震観測所（福井市豊島（気）、福井市美山（県）、池田町稲荷（県）で震度4の地震が発表されたとき
	(ロ) 対策部長が必要と判断したとき
	(ハ) 河川部関係地震災害対策本部長が指示したとき
警戒体制	(イ) 直轄区間に影響を与える気象庁等の地震観測所（福井市豊島（気）、福井市美山（県）、池田町稲荷（県）で震度5弱もしくは震度5強の地震が発表されたとき
	(ロ) 対策部長が必要と判断したとき
	(ハ) 河川部関係地震災害対策本部長が指示したとき
非常体制	(イ) 直轄区間に影響を与える気象庁等の地震観測所（福井市豊島（気）、福井市美山（県）、池田町稲荷（県）で震度6弱以上の地震が発表されたとき
	(ロ) 大規模災害が確認されたとき
	(ハ) 対策部長が必要と判断したとき
	(ニ) 河川部関係地震災害対策本部長が指示したとき
体制解除	体制の必要がなくなったとき

防災体制の種類と発令基準（風水害）

体制区分	体制発令基準
注意体制	(イ) 福井県嶺北北部または、嶺北南部に大雨、洪水に関する 注意報 が発令され、対策部長が必要と判断したとき
	(ロ) 台風の本邦上陸が予想され、対策部長が必要と認めたとき
	(ハ) 大本、新保観測所（県所管）のいずれかの 時間雨量が20mm を超えた場合または、 累加雨量が50mm に達し、対策部長が必要と認めたとき
	(ニ) 対策部長が必要と判断したとき
	(ホ) 対策本部長が指示したとき
第一警戒体制	(イ) 福井県嶺北北部または、嶺北南部に大雨、洪水に関する 警報 が発令され、対策部長が必要と判断したとき
	(ロ) 台風の 近畿地方接近又は上陸 が予想され、対策部長が必要と認めたとき
	(ハ) 大本、新保観測所（県所管）のいずれかの 累加雨量が100mm に達し、対策部長が必要と認めたとき
	(ニ) 水防活動の必要が予想されるとき
	(ホ) 被害の発生が予想されるとき
	(ヘ) 対策部長が必要と判断したとき
	(ト) 対策本部長が指示したとき
第二警戒体制	(イ) 大本、新保観測所（県所管）のいずれかの 累加雨量が200mm に達し、対策部長が必要と認めたとき
	(ロ) 甚大な被害の発生が予想されるとき
	(ハ) 対策部長が必要と判断したとき
	(ニ) 対策本部長が指示したとき
非常体制	(イ) 福井県嶺北北部または、嶺北南部に大雨、洪水に関する 特別警報 が発令されたとき
	(ロ) 甚大な被害が発生 したとき
	(ハ) 対策部長が必要と認めたとき
	(ニ) 対策本部長が指示したとき
体制解除	体制の必要がなくなったとき

防災体制の種類と発令基準（水質事故災害）

体制区分	体制発令基準
注意体制	① 直轄管理区間あるいは直轄管理区間外の河川等において、水質事故が発生し直轄管理区間の河川への影響のおそれがある場合。
	② 二次災害により水質事故の発生のおそれがあり対策部長が必要と判断した場合。
	③ 警戒体制または非常体制の後、直轄管理区間及びその流域に及ぼす影響は少なくなったが、河川の影響等の監視が必要な場合。
	④ その他対策部長が必要と判断した場合
警戒体制	① 直轄管理区間あるいは直轄管理区間外の河川等において魚の浮上、へい死等の事態が発生し、直轄管理区間の河川への影響を監視する必要がある場合。
	② 直轄管理区間あるいは直轄管理区間外において発生した事故など突発的な事態により、直轄管理区間の河川管理に重大な支障を及ぼすおそれがある場合。
	③ その他対策部長が必要と判断した場合。
非常体制	① 直轄管理区間あるいは直轄管理区間外において発生した事故など突発的な事態により、直轄管理区間の河川管理に重大な支障を及ぼしている場合。
	② その他対策部長が必要と判断した場合。
体制解除	体制の必要がなくなったとき